

## 鹿嶋農業振興地域整備計画変更理由書

鹿嶋農業振興地域整備計画は、農業を振興するため長期的、総合的観点から定めたものであり、本計画の変更にあたっては鹿嶋市農業振興地域整備促進協議会に諮問し意見を聴取する等慎重を期しているところであります。

特に、農用地の利用計画の変更は、優良農地の確保を図るため、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「法」という。）で定められた農用地区域の除外要件の該当性について十分検討するとともに、他法令との調整を行ったうえで変更しているところであります。

今回の計画変更は、社会、経済状況の変化に伴い、本市又は地域の住民等から農用地以外の用途に供する目的があるので、当該土地を農用地区域から除外されたい旨の申し出があり、要件に合致したことから農用地利用計画を変更するものです。

除外の申し出は、自己用住宅1件、集会所1件、農家住宅1件、資材置場1件であります。

この案件は、農用地以外の用途に供することが必要と認められ、除外により周辺土地の農業上の効率的、総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと認められます。

また、申請地の内、土地改良区域内の土地については、土地改良事業の工事完了後8年を経過した土地にあり、土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れもないと認められます。

以上、この案件は、法第13条第2項に定める除外要件を満たしていると認められるため農用地利用計画の変更を行うものであります。